

## 地球温暖化対策をめぐる最近の動き

平成 18 年 3 月 13 日

地球環境局

### 1. 京都メカニズムの活用のための法制度等の整備（詳細は別紙 1 参照）

・「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案」閣議決定（平成 18 年 2 月 6 日）

（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構に京都メカニズムを活用したクレジットの取得等の業務を行わせるとともに、当該業務に必要な費用の一部を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計から歳出することを可能とする。

・「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」閣議決定（平成 18 年 2 月 10 日）

京都メカニズムを活用する基盤を整備するため、クレジット（算定割当量）の取得、保有及び移転を記録する口座簿（割当量口座簿）の整備等を行う。

・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」閣議決定

（平成 18 年 3 月 7 日）

業務用冷凍空調機器に冷媒として使用されているフロン類の回収を徹底するため、機器廃棄時のフロン類回収に係る行程管理制度の導入、機器整備時フロン類回収義務の明確化等、所要の措置を講ずる。

### 2. 地球温暖化防止国民運動の展開（詳細は別紙 2 参照）

「チーム・マイナス 6%」を愛称とした集中キャンペーンを実施。地球温暖化の危機的状況を伝えるとともに 6 つの具体的な温暖化防止の行動の実践を促進。

#### 【具体的なキャンペーンの成果】

「チーム・マイナス 6%」チーム員数（2 月末現在）

個人：約 18 万 5 千人 企業・団体等：約 5150 団体

クールビズ

認知度：95.8%

CO<sub>2</sub>削減量の推計：約 46 万トンの CO<sub>2</sub>（約 100 万世帯の 1 ヶ月分の CO<sub>2</sub> 排出量に相当）

### 3. 国際的な動向等

平成 17 年 10 月 31 日～11 月 1 日「気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する対話」開催（ロンドン）（詳細は別紙 3 参照）

7 月の G8 グレンイーグルズサミットでの合意に基づき、主要 19 カ国が低炭素社会の実現に向けた具体的な協力方策について議論した。なお、本対話は、今後さらに議論が深められ、2008 年に我が国で開催される G8 サミットにおいてその成果が報告される。

平成 17 年 11 月 28 日～12 月 9 日「気候変動枠組条約第 11 回締約国会議（COP11）及び京都議定書第 1 回締約国会合（COP/MOP1）」開催（モントリオール）（詳細は別紙 4 参照）

京都議定書の発効後始めて開催された記念すべき会合であり、京都議定書のルールブックであるマラケシュ合意などが採択され、議定書を運用する基盤が整ったほか、アメリカや開発途上国も参加する、長期的な行動に関する対話の開始が合意されるなどの成果を得た。

平成 18 年 1 月 11 から 12 日「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップの第 1 回閣僚会合」開催（シドニー）（詳細は別紙 5 参照）

我が国を始め、豪州、中国、インド、韓国、米国の 6 カ国が参加して、本パートナーシップが正式に立ち上げられた。また、鉄鋼、セメントなど 8 つの個別分野タスクフォースが設置され、気候変動問題などに対処するための技術の開発・普及について、官民が連携して具体的な協力が進められることとなった。なお、本パートナーシップは、京都議定書を代替するものではなく、補完するものと位置付けられている。

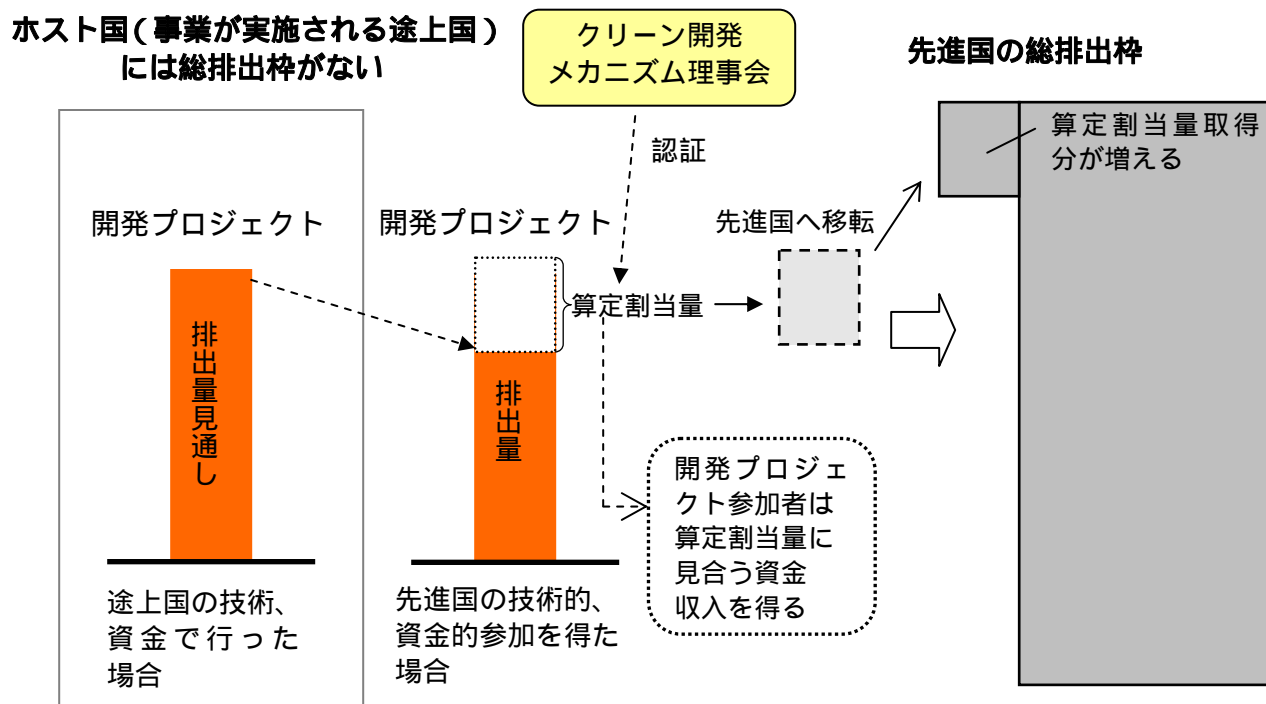
平成 18 年 2 月 16 日「日英共同研究プロジェクト「低炭素社会の実現に向けた脱温暖化 2050 プロジェクト」発足（詳細は別紙 6 参照）

日本国環境省と英国環境・食糧・地方開発省（DEFRA）は、共同で科学的な研究プロジェクト「低炭素社会の実現に向けた脱温暖化 2050 プロジェクト」を 2 月 16 日に発足させた。日英が連携して低炭素社会の実現に向けた研究を実施するとともに、世界各国の同様の研究を集大成する国際ワークショップを継続的に開催し、国際的な政策形成に貢献することを目指す。第 1 回ワークショップは 2006 年 6 月に東京で開催の予定。

# 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について

平成18年3月  
環境省

## クリーン開発メカニズム (CDM) の例



## 法律案の概要

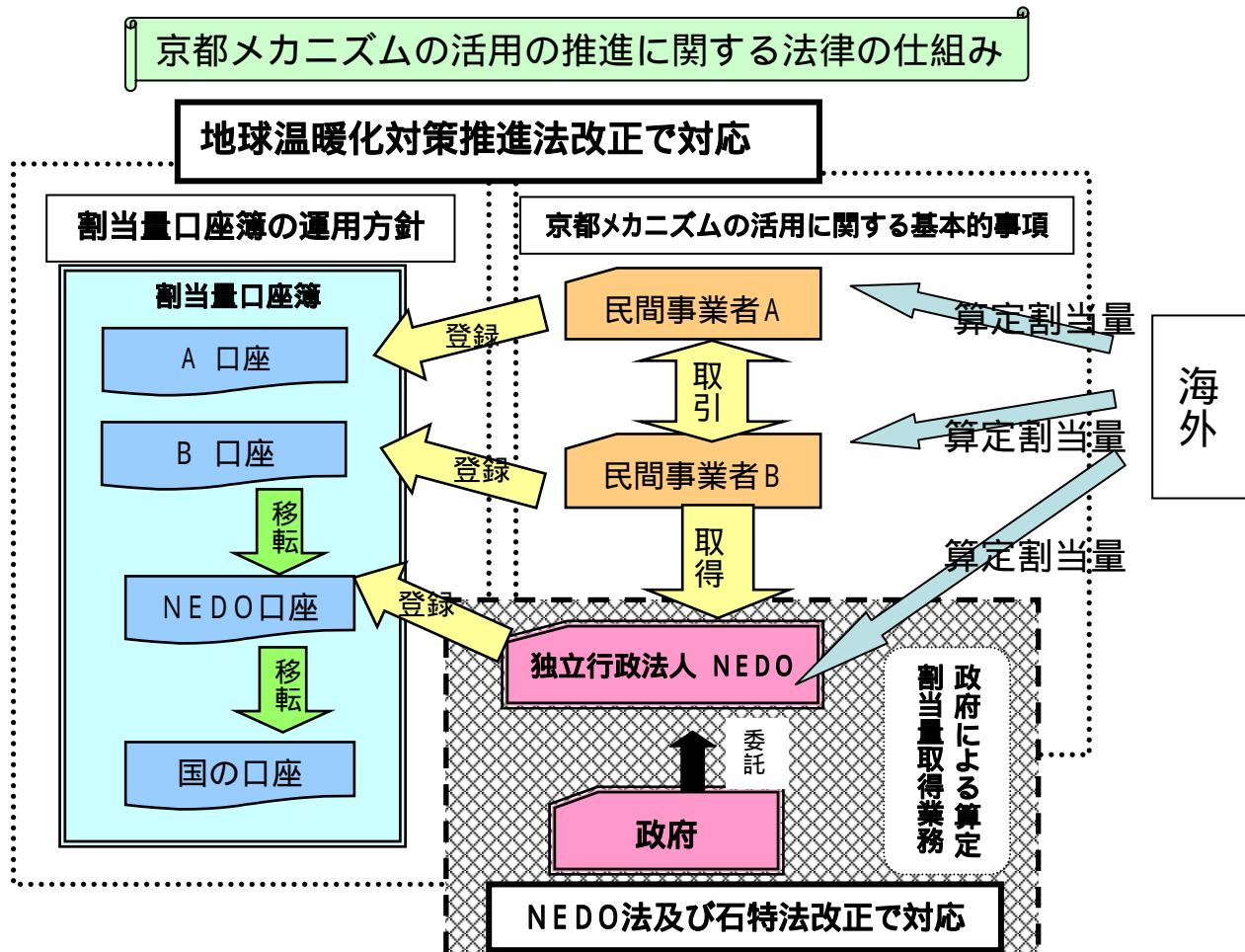
### 1. 定義の追加 (第2条第6項)

「算定割当量」とは、次の数量(二酸化炭素1トン単位で表記)をいう。

- 京都議定書の目標に基づき先進国に割り当てられた割当量、
- 先進国における森林面積の増加による吸収量、
- 共同実施(JI)事業による削減量としてホスト国(事業が実施される国)から発行された排出削減単位、
- クリーン開発メカニズム(CDM)事業による削減量として国際的に認証された排出削減量
- 先進国における森林経営等の人為的活動による吸収量 等

- 2 . 国の責務の追加（第3条第4項）  
国が、京都メカニズムの活用等の京都議定書の約束履行のために必要な措置を講ずる。
- 3 . 京都議定書目標達成計画の計画事項の追加（第8条第2項）  
京都メカニズムの活用等に関する基本的な事項を京都議定書目標達成計画において定める。
- 4 . 割当量口座簿等（第29条～第41条及び第44条）  
環境大臣及び経済産業大臣は、割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転（以下「算定割当量の管理」という。）を行うための口座を開設する。  
算定割当量の帰属は、割当量口座簿の記録により定まるものとする。  
割当量口座簿は、国の口座と、名義人ごとに区分される法人の口座に区分する。  
算定割当量の管理を行おうとする法人は、口座の開設を受けなければならない。  
口座の開設を受けようとする法人は、必要事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。  
算定割当量の取得及び移転（以下「振替」という。）は、算定割当量を譲り渡す口座名義人の申請に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が、譲渡、譲受けに係る口座に当該算定割当量についての増減の記録をすることにより行う。  
算定割当量の譲渡は、譲受人がその口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。  
国又は口座名義人は、その口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する。  
振替によりその口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときを除き、当該算定割当量を取得する。  
口座の開設の申請等に係る手数料に関する規定を設ける。
- 5 . 罰則（第48条及び第50条）  
口座の開設の虚偽の申請等に係る罰則に関する規定を設ける。
- 6 . 施行期日（附則）  
公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、1 . ～ 3 . の改正規定は、公布の日から施行する。

国による算定割当量の取得については、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構を実施機関とするとともに、必要な費用の一部を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計から歳出できるようにするため、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案」を、2月6日(月)に閣議決定し、第164回通常国会に提出済み。



4～6月

6～8月

8～10月

10月～

チームを  
宣言

## キックオフ

- 目標達成計画決定
- 国民運動キックオフ



4月



6月



7月

職場を  
チームに  
**夏の軽装  
クールビズコレクション**



職場を  
チームに  
**冷房温度28℃設定／暖房温度20℃設定**



COOLBIZ

**WARMBIZ**

家族を  
チームに  
**夏至のライトダウン**



・お家で電気を消して  
キャンドルナイト

ドライバー  
をチームに  
**エコドライブ**



コミュニティ  
をチームに  
**打ち水大作戦**



・ヒートアイランド対策

チームを  
突撃  
**イベントでのエコ活動**



- ・リユースカップ推進
- ・ゴミの分別、リサイクル活動
- ・グリーン電力の使用

チームで  
お買い物  
**購入行動のグリーン化**



- ・簡易包装、エコバックの推進
- ・冬商戦でのエコ商品売場展開

# 「チーム・マイナス6%」ホームページ

<http://www.team-6.jp>



\* 6つの具体的な温暖化防止の行動を呼びかけています。

- |                 |   |      |   |                     |
|-----------------|---|------|---|---------------------|
| 取組1. 冷房28       | 、 | 暖房20 | に | 取組2. 蛇口はこまめにしめよう    |
| 取組3. エコドライブをしよう |   |      |   | 取組4. エコ製品を選んで買おう    |
| 取組5. 過剰包装を断ろう   |   |      |   | 取組6. コンセントからこまめに抜こう |

- 個人・団体を問わずチームへの参加登録を受け付けております。
- 皆様のご参加をお待ちしております。

気候変動、クリーンエネルギー及び  
持続可能な開発に関する対話の結果概要(抄)

平成17年11月1日  
日本政府代表団

要旨:「気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する対話」は、10月31日及び11月1日、ロンドン市内にて開催され、我が国より、藪中外務審議官、日下経済産業審議官、小島地球環境審議官他が参加。G8 グレンイーグルズサミットの結果を踏まえて、気候変動問題解決の鍵を握る主要19カ国のエネルギー・環境担当大臣が一堂に会し、また、締めくくり全体会合では英ブレア首相の参加も得て、低炭素社会の実現に向けて国際協力を更に進めていくための具体的な方策について議論した。本対話は、今後さらに議論が深められ、2008年に我が国で開催される G8 サミットにおいてその成果が報告されることとなっている。

1. 会議概要

(1) 日時: 10月31日(月)-11月1日(火)

(2) 場所: ロンドン市内ランカスターハウス

(3) 参加者: G8 及び中国、インド、ブラジル、南ア、メキシコ等主要19カ国のエネルギー担当大臣と環境担当大臣及び世界銀行、国際エネルギー機関(IEA)の責任者等が参加。我が国からは、藪中外務審議官、日下経済産業審議官、小島地球環境審議官他が参加。

(4) 会議の目的

G8 各国と主要な新興経済国等から、エネルギー閣僚と環境閣僚とが一堂に会し、グレンイーグルズサミットで合意された「気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する対話」を開始するもの。

本対話では、以下の課題に取り組むこととなっている。

- 安定した持続可能な未来を作るためのエネルギーシステム変革に関する戦略的課題への取り組み
- グレンイーグルズサミットで合意された、グレンイーグルズ行動計画のコミットメントの実施状況のモニタリング
- ベストプラクティスの共有



## 2. 会合の結果概要

- (1) G8 グレンイーグルズサミットの結果を踏まえ、主要 19 カ国のエネルギー担当閣僚と環境担当閣僚等が一堂に会するとともに、締めくくり全体会合では英ブレア首相の参加も得て、低炭素社会の実現に向けて国際協力を更に進めていくための具体的な方策について議論した。
- (2) 会議では、気候変動問題は、世界が協力して取り組んでいくべき極めて重要な課題であること、エネルギー政策や経済政策との一体的な検討が不可欠であることについて、理解が再確認された。また、その解決に向けて、気候変動枠組条約の下での取組を補完するものとして、本対話を進めていくことの意義が共有された。
- (3) 対話では、とくに、気候変動への対処、クリーンエネルギーの推進、持続可能な発展の世界規模での達成のそれぞれの課題が、密接に関連しているという点に焦点をあてて、議論が進められた。

結果の詳細はホームページを御覧ください。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6511>

# 気候変動枠組条約第11回締約国会議(COP11) 京都議定書第1回締約国会合(COP/MOP1) 概要と評価 (抄)

(11/28 - 12/9 於: モントリオール)

平成17年12月10日

日本政府代表団

## 全体の概要

1. 気候変動枠組条約第11回締約国会議(COP11)・京都議定書第一回締約国会合(COP/MOP1)は、11月28日から12月9日まで、カナダのモントリオールで開催された。我が国からは、小池百合子環境大臣、山中燦子外務大臣政務官、西村六善外務省地球環境大使、小島敏郎環境省地球環境審議官他が出席した。
2. 今次COP11・COP/MOP1は、京都議定書発効後最初の締約国会合となった。締約国は、議長国カナダが提唱する3つの「I」("Implementation(実施)"、"Improvement(改善)"、"Innovation(創造)")を中心に交渉し、京都議定書の「実施」と「改善」、将来枠組み構築に向けての「創造」の全ての議題について成果を得ることができた。特に、COP 決定された「長期的協力のための行動の対話」は、将来の課題につき米国や主要途上国を含む全ての条約締約国の参加による対話プロセスについて合意されたものである。これは我が国の基本方針である「全ての国が参加する実効ある将来枠組みの構築」に向けての道筋をつけるものとなった。
3. 小池環境大臣は、閣僚級会合に参加し、全ての国が参加する実効ある枠組み構築のため世界各国の結束の呼びかけと、京都議定書目標達成計画の着実な実施を中心に、我が国の基本ポジションを訴えるステートメントを全体会合で行い、サイドイベントでプレゼンテーションを行い、我が国の積極的な取組、クールビズ、ウォームビズの成果を紹介した。また、カナダ、米、英、欧州委員会、独、ニュージーランド、豪、インド、サウジアラビア、エジプト等の大臣等の代表に対し、我が国の基本ラインを確保するよう交渉を行った。また、山中外務大臣政務官は、蘭、スペイン、デンマーク、フランス、シンガポール等の代表と別個会談を行い、情報収集を行った。
4. 次回COP12・COP/MOP2(2006年11月)についてはケニアより開催の申し出があった。

## **. 主な成果**

### **1. 京都議定書の運用ルールの完全な確立とCDMなどの改善**

- (1) マラケシュ合意(COP7での合意内容)の採択により、議定書の運用ルールが確立。
- (2) 遵守ルールとして、議定書遵守に関する手続き及び措置が確立。
- (3) 各種委員会(遵守委員会・第6条監督委員会)の設置と委員の選出。  
(以上3点により京都議定書のルールが全て確立。)
- (4) CDMのさらなる推進・改善に向けた具体的方策の合意。

### **2. 将来の行動にかかる対話のプロセスの開始等**

- (1) 条約プロセスの下で、全ての国の参加による長期的協力のための行動に関する対話の開始について合意。
- (2) 議定書3条9に基づく、先進国の更なる約束に関する検討の開始と手順の合意。
- (3) 議定書9条に基づく、議定書レビューの準備手続きの合意。

### **3. その他**

適応に関する5カ年作業計画の策定。

結果の詳細はホームページを御覧ください。

<http://www.env.go.jp/earth/cop/cop11/index.html>

## クリーン開発と気候に関する アジア太平洋パートナーシップ第一回閣僚会合

～ 概要と評価 ～

(抄)

平成 18 年 1 月 12 日

日本政府代表団

### 要 旨

- (1) クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップの第一回閣僚会合は、1月11日及び12日、豪州のシドニーにおいて開催された。参加国は、我が国をはじめ、豪州、中国、インド、韓国、米国の6カ国。我が国からは、小池百合子環境大臣、西野あきら経済産業副大臣他が出席した。
- (2) 今次閣僚会合では、外務、エネルギー及び環境を担当する閣僚に加え、6カ国の幅広い産業分野のCEOクラスも参加して、増大するエネルギー需要、エネルギー安全保障、気候変動問題などに対応するための地域協力について幅広い議論が行われ、本パートナーシップが正式に立ち上げられた。
- (3) 閣僚とCEOとの対話では、セクター別(産業分野別)アプローチの重要性、実際の成果につながる具体的取組などについて、建設的な意見交換が行われた。閣僚間の円卓会合では、CEOとの対話の結果を踏まえ、本パートナーシップの推進に向けた政治的意志が確認されるとともに、8つの協力分野とそれぞれの協力の道筋を明らかにした行動計画などの文書が合意された。今後は、協力対象分野として合意された8つの分野のタスクフォースが立ち上げられ、具体的な協力が始められる。
- (4) これらの8分野は、6ヶ国のエネルギー消費、二酸化炭素排出量(それぞれ世界の約半分)の約6割を占めており、本パートナーシップの協力のポテンシャルは極めて大きい。なお、本パートナーシップは、気候変動枠組条約と整合的であり、また、京都議定書を代替するのではなく、補完するものとして位置づけられている。
- (5) 我が国は、8つの分野のうち鉄鋼とセメントの協力をリードするとともに、各分野の協力内容としてエネルギー効率のベンチマーク(ベストプラクティスの比較と分析)を行うことを提案し、かかる提案は、作業計画に明記されるなど、議論に多大な貢献を果たした。

## 会議概要

- (1) 日時：1月11日（火）～12日（水）
- (2) 場所：豪州シドニー・フォーシーズンズホテル及びガバメントハウス
- (3) 参加者：我が国をはじめ、豪、中、印、韓、米の6カ国から、外務、エネルギー及び環境の担当閣僚が参加した。我が国からは、小池百合子環境大臣、西野あきら経済産業副大臣他が出席した。さらに、民間より、参加6カ国の幅広い産業分野のCEOクラスが参加した。
- (4) 会議の目的

昨年7月に立ち上げに合意した本パートナーシップについて、エネルギー、環境技術の地域協力の推進に政治的モメンタムを与えるとともに、官民の対話を通じて具体的な協力分野、取組内容、作業日程などに関し合意を得る。

結果の詳細はホームページを御覧ください。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6719>

日英共同研究プロジェクト「低炭素社会の実現に向けた脱温暖化 2050 プロジェクト」  
の発足について（お知らせ）

平成 18 年 2 月 17 日（金）  
環境省地球環境局総務課研究調査室  
室長：塚本 直也（内線 6730）  
室長補佐：吉川 圭子（内線 6731）  
室長補佐：渡辺 且之（内線 6732）



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

日本国環境省と英国環境・食糧・地方開発省 (DEFRA) は、共同で科学的研究プロジェクト「低炭素社会の実現に向けた脱温暖化 2050 プロジェクト」を 2 月 16 日に発足させました。

本共同研究プロジェクトは、日英が連携して低炭素社会の実現に向けた研究を実施するとともに、世界各国の同様の研究を集大成する国際ワークショップを継続的に開催し、国際的な政策形成に貢献することを目指します。第 1 回ワークショップは 2006 年 6 月に東京で開催します。

本共同研究の発足については、2 月 16 日に京都議定書一周年記念行事の一環として青山スパイラルホールで開催されたシンポジウム「脱温暖化社会に向けた挑戦 - 京都議定書発効から 1 年」において、小池環境大臣及びグレアム・フライ駐日英国大使によって発表されました。

## 1. 目的

共同研究の目的は、以下に挙げる項目です。

- (1) 科学的な知見に基づいて低炭素社会 (Low Carbon Society; LCS) に向けて大幅な温室効果ガスの削減が必要となることの理解を深めること
- (2) 世界各国の国別の低炭素社会 (LCS) 実現シナリオをレビューすること;
- (3) 低炭素社会 (LCS) のイメージを共有すること
- (4) 地球規模で調和のとれた低炭素社会 (LCS) を実現するために、各国がとるべき道筋を具体的な行動と変革 (制度、技術、生活スタイル) の積み上げによって明らかにすること
- (5) ボトルネックとなる問題、早期に解決することが必要な問題を特定すること、及び
- (6) 低炭素社会 (LCS) 実現に向けた国際的な研究協力の構築に寄与すること

## 2. 科学的背景

気候変動枠組条約の究極の目的である「温室効果ガスの大気中濃度を自然の生態系や人類に悪影響を及ぼさない水準で安定化させる」ことに関して、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の報告書や最新の研究結果は、

気温上昇幅が工業化前(1850 年頃)と比較して 1℃ であってもサンゴ礁などの脆弱な生態系に対する影響は一部で顕在化する可能性が大きい、

気温上昇幅が 2 ~ 3℃ になると、農業や水資源、健康などにおいて地球規模で悪影響が顕在化する恐れがある、

気温上昇幅が 3℃ を超えると、気候システムの安定性を保つレベルを超え、海洋深層循環の停止などが生じる可能性が高まるとの研究結果がある、

と指摘しています。また、既に温暖化影響が顕在化しているとの事例についても、数多くの研究報告がなされています。

こうした報告をもとに、EU では既に工業化前と比較した気温上昇を 2℃ 以下に抑える長

期目標を設定しています。また、日本でも、中央環境審議会の下の「気候変動に関する国際戦略専門委員会」が平成 17 年 5 月に第二次中間報告として、「科学的知見を踏まえれば、気温上昇の抑制幅を 2℃ とする考え方は、長期目標の現段階での検討の出発点となりうる」ことを報告しました。

本共同研究プロジェクトにおいては、研究の前提条件として、気温の上昇幅として 2℃ を中心にある程度の幅を持たせて研究を行う予定ですが、こうした条件下で温室効果ガス濃度を 2100 年から 2150 年までに安定化させようとするならば、世界全体の二酸化炭素の排出量を 2050～2100 年の間に少なくとも現在の半分以下にする必要性が高いことが IPCC の第 3 次評価報告等で明らかにされています。

### 3. 実施計画

#### (1) 研究の実施機関

我が国では(独)国立環境研究所が、英国では英国エネルギー研究センターおよびチンダル研究所が中心となって、低炭素社会の実現に向けた研究を実施します。

#### (2) 国際ワークショップの開催

約 20 カ国の研究者、政府関係者、関係国際機関等の参加を得て 2006 年 6 月 14 日から 16 日の 3 日間国際ワークショップを東京で実施します。ワークショップ前日の 13 日には広く国民に向けたシンポジウムを東京で開催し、ワークショップの概要を公開します。第 2 回国際ワークショップは 2007 年に開催の予定です。

### 4. 研究の範囲と特徴

(1) 本共同研究プロジェクトの特徴としては、バックカスティング手法の採用が挙げられます。現在の半分以上の大幅な削減を実現することを前提としつつ、低炭素社会のビジョンを描きます。そして、その実現に向けて今何をすべきか、これから何をしていく必要があるのかを具体的な行動と変革(制度、技術、生活スタイル)の積み上げによって明らかにします。また、2050 年に生きる人々が求める豊かさの質についても検討を行い、エネルギー供給構造、産業構造、都市構造、ライフスタイル、交通システム等の多岐にわたって、低炭素社会のとり得る姿を研究します。

(2) 本共同研究プロジェクトのスコープには以下の内容が含まれている。

- 長期シナリオの研究開発(前提となる社会経済像の想定、モデルを利用した対策シナリオの構築等)
- 技術革新、社会制度の革新を統合した新しい社会像の研究(都市対策、交通対策、家庭での対策、IT の役割、エネルギー供給構造等)
- 温室効果ガス削減目標の実現可能性の評価

#### (参考) 我が国の研究内容の概要

脱温暖化 2050 研究は、地球環境研究総合推進費により、独立行政法人国立環境研究所が中心となって平成 16 年度から実施。日本における中長期脱温暖化対策シナリオを構築するために、技術・社会イノベーション統合研究を行い、2050 年までを見越した日本の温室効果ガス削減のシナリオとそれに至る環境政策の方向性を提示するもの。技術・制度・社会システムなどを横断した整合性のある実現性の高い中長期脱温暖化政策策定に貢献。また、経済発展と両立した脱温暖化社会に到る道筋を提言することで研究者以外の人々の脱温暖化政策への関心を高め、社会システム・ライフスタイルの改善に役立つよう情報を発信する。

( <http://2050.nies.go.jp/index.html> )